（測量等に係る添付書類）
① 業態調書
② 測量等実績調書
③ 技術者経歴書
④ 営業所一覧表
⑤ 登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
⑥ 営業に関し、法律上必要とする登録等の証明書の写し
⑦ 財務諸表（法人にあっては、５（測量等）①に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び注記表。個人にあっては、これらに準ずる書類をいう。）
⑧ 納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３）
ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

［注］
申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類により、②、③及び⑤から⑦に掲げる書類に代えることができる。
(a) 測量業者（測量法）昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）
測量法第55条の８に規定する書類の写し
(b) 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
(c) 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
(d) 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
イ インターネットによる提出方法　インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、２(1)に掲げるアドレスにアクセスし、３(1)②により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを、送信するものとする。また、添付書類として上記ア（建設工事に係る添付書類）③に掲げる書類、④ただし書きに該当する場合は当該事実を証明する書類を別記２の送付先にファクシミリにより送信するものとする（ただし、２(1)に掲げるアドレスから電子納税証明書を送信する場合を除く。）。
インターネットを使用して測量等の申請をする者は、２(1)に掲げるアドレスにアクセスし、３(1)③により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。
(3) 申請書等の作成に用いる言語等
① 申請書等は、日本語で作成すること。
② 申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　有資格者としない者
（建設工事）
次の①から⑤までに掲げる者は、有資格者としないものとする。ただし、河川又は道路の清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加する者については、①から④までに掲げる者は、有資格者としないものとする。
① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
② 予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者
③ 不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者
④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤ 建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（定期審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が平成30年10月29日より後のもの、随時審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）を受けていない者
（測量等）
次の①から⑤までに掲げる者は、有資格者としないものとする。
① 予決令第70条に該当する者
② 予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者
③ 不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者
④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

５　一般競争（指名競争）参加資格の審査
（建設工事）
一般競争（指名競争）参加資格の審査は、４の有資格者としない者以外の者については、(1)に掲げる経営的事項及び(2)に掲げる技術的事項の項目について総合審査数値を付与し、希望工事区分ごとに、総合審査数値の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事区分については高点順に等級を付して一般競争（指名競争）参加資格があると決定し、等級の区分を設けていない工事区分については「有」を記して一般競争（指名競争）参加資格があると決定する。
(1) 経営的事項
① 一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度における希望工事区分の完成工事高により算定した「年間平均完成工事高」
② 経営事項審査の告示第一の一の２に規定する「自己資本の額」及び同３に規定する「利払前税引前償却前利益」
③ 経営事項審査の告示第一の二に定める「経営状況」
④ 競争参加を希望する工事区分の経営事項審査の告示第一の三の１に規定する「技術職員の数」（ただし、１人の職員につき技術職員として申請できる希望工事区分の数は２まで（平成30年10月30日から令和元年５月31日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けたときは、とび・土工工事業、解体工事業の技術職員として申請する希望工事区分及びその他の建設業の技術職員として申請する希望工事区分の１種類を合わせた３まで）とする。）及び同２に規定する「元請完成工事高」
⑤ 経営事項審査の告示第一の四に定める「その他の審査項目」（社会性等）
(2) 技術的事項
平成28年10月１日から令和２年９月30日までにおける希望工事区分ごとの工事成績等